

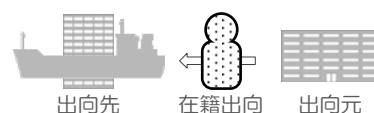
## ～ 船員の在籍出向の特例を設けました ～

東北地方は船員の重要な供給地となっており、今般の東北地方太平洋沖地震により、海運業・水産業を支える多数の船員及びその家族が甚大な被害を被ったことが想定されています。

雇用船員の被災等に伴い、乗組船員を確保できない船舶所有者について、交替要員を在籍出向の形態で配乗させる場合の特例を設けました。

これまで、在籍出向については、緊密な資本関係があり、技術指導、人事交流等の目的で実施されるものに限り、船員職業安定法上問題ないものとして認めていました。

震災の特例として、新たに選択肢を増やしました。



次の要件を全て満たすものとして、地方運輸局等が確認した場合、船員職業安定法上問題のない在籍出向として、新たに特例として認めることとしました。

### 要件

- ① 東北地方太平洋沖地震に伴い、乗組船員、休暇中の予備船員の被災、家族の被災等に伴う下船等をはじめとした事情により、本震災に伴い乗組船員を確保できない船舶所有者に対して行うものであること。
- ② 出向先事業主が船員職業安定所への求人の申込みや船員派遣事業者からの派遣船員の受入れ等、通常、船員を配乗するためにとるべき努力をしても、なお、必要な乗組船員を確保できないこと。
- ③ 在籍出向の期間は当面3月程度とすること。
- ④ 中間搾取や強制労働のおそれがないものであること。

まずは運輸局・運輸支局等の船員職業安定窓口にご相談下さい。

